

# 会 則

(名 称)

第1条 本会の名称を、慧釣会<sup>けいとうかい</sup>という。

(事務所)

第2条 本会は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 安全で楽しい釣りを第一に、営利を目的とせず海難事故防止に努め、会員相互の親睦と連携を図り、魚釣りを楽しむことにある。

(運 営)

第4条 民主主義を原則に、総会及び役員会の決定により運営及び活動を行う。活動に参加する会員は総て自己責任で行う事を前提とする。

(事 業)

第5条 第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) アマチュア無線基地局の設置と運用。  
(2) 会員相互の親睦及び連携活動。  
(3) 釣り場情報の収集と蓄積。  
(4) その他、目的達成に必要とする事業。

(入会資格)

第6条 海難事故防止に努め、魚釣りを楽しみ、会員相互の親睦や会の催しものに積極的に参加し、努める者。(資格は問わない)

(会員の資格の喪失及び制裁)

第7条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納(未納2年)
- (2) 死亡
- (3) 本人から申し出があつた時(文書等)
- (4) 刑事罰及び民法上の重い責任の適用を受けた時

2. 会員が次の行為をしたときは、役員の直接無記名による過半数の決議により制裁を受ける。

- (1) 社会通念上許しがたい行為が発覚した時
- (2) 会の統制を乱した行為をしたとき
- (3) 会の名誉を汚したとき

3. 制裁の種類は次の三種とする。

- (1) 戒告
- (2) 権利停止
- (3) 除名

会員の資格の喪失及び制裁の決議に際して、当該会員はあらかじめ臨時役員会において弁明の機会を与えられなければならない。

4. 会員の資格の喪失及び制裁についての告発もしくは申請のあったときは臨時役員会で問題の真相を公平に審査し、その結果に基づいて決定する。

(会員の権利)

第 8 条 会員は下記の権利を有する。

- (1) 会の主催する事業（催し事）に参加できること。
- (2) 本社団の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること。
- (3) 会員は、総会の議決権を行使できること。

(会 費)

第 9 条 会員は、会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 年会費 2,000円

(役 員)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 1名以上、執行役員 6名、監査 1名、会計 1名、  
事務局 1名

(役員の選出)

第 11 条 役員の選出は次により行う。

- (1) 会長は、会員または役員の中から選出する。
- (2) 役員及び監査は、会員の中から選出する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第 13 条 役員の職務は次により行う。

- (1) 会長は、慧鈞会を代表し、業務を掌理総括する。
- (2) 役員は、会長を補佐し、本会の事業を執行する。
- (3) 監査は、会計業務に関する決算書を監査する。

(役員会)

第 14 条 役員会は会長が招集し、当会の事業執行に必要な事項を決定する。

(総会の開催)

第 15 条 総会は、通常総会と臨時に行う臨時総会を含み、次の通り行う。

- (1) 通常総会は、毎年 1 回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、役員会または会員の 3 分の 1 以上から理由を付して、  
要求のあったとき開催する。

(議決方法)

第 16 条 総会及び役員会の議決は、出席者の 3 分の 2 をもって決議する。

(総会の議事)

第 17 条 総会の付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 会則の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 解散

(資 産)

第 18 条 本会の資産は、寄付財産、会費、寄付金、会費で購入した設備、備品、その他の収入金とする。また会計年度毎決済するものとする。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(付 則) 平成 23 年 4 月 18 日改正